

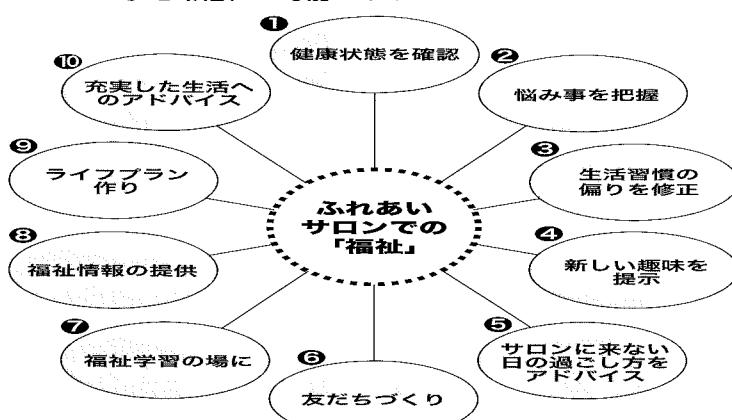
# ふれあいと交流

第7号

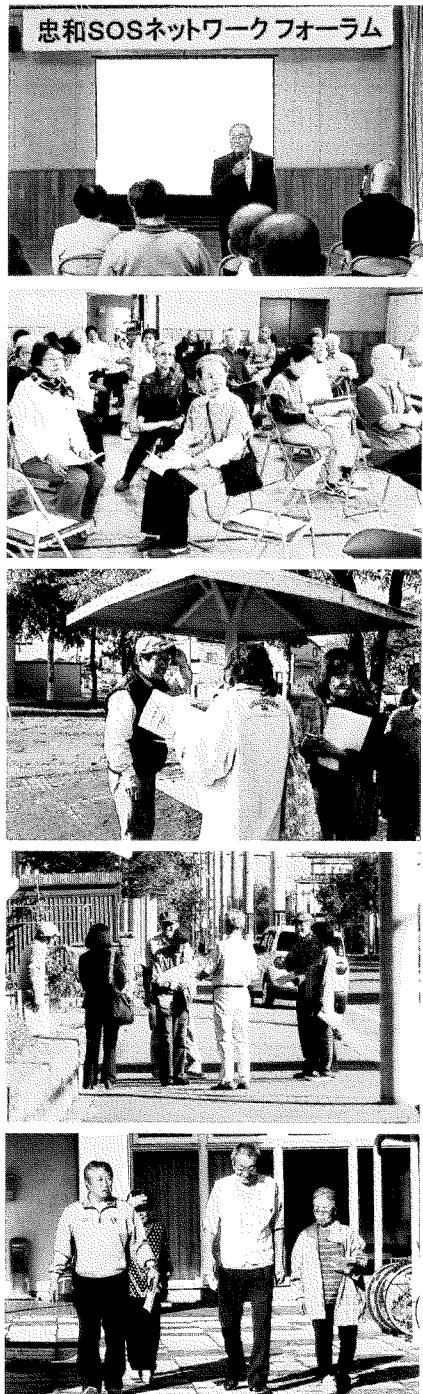
令和5年1月1日発行  
忠和地区社会福祉協議会

## ふれあいサロンで 地域福祉ができる

今やふれあいサロンブーム、どうせならそこで助け合いもしたらどうか？  
サロンを生かした小地域福祉も可能だ！！



- ①そこで参加者の健康状態を確認できる。  
②おしゃべりの中で相手の心配事、悩み事を聞き出すことができる。参加者からすれば、福祉ニーズの発信場所になっている。あるサロンでは、スタッフ一人ひとりが隣り合った参加者のグチの中から福祉ニーズを選び分けて、それに対応するようにしています。自分で対応できるもの、グループとして対応しなければならないもの、他のサロンやボランティアに手渡すもの、本人の隣人に依頼するもの、と4種に分けていました。サロンの反省会を開き、そこで今日はどんな福祉ニーズが発信されたかを出し合う。  
③一人ひとりの生活習慣の偏りも発見できる。それをサロン会場で少しずつ修正させていく。  
④無趣味の人には、新しい趣味を獲得させていくこともできる。生きがい対策でもあるし、介護予防にもなります。  
⑤サロンに来ない日にどうやって安全を守るか、ご近所の人とどのように関係を持つていくか—— そういったアドバイスもできる。  
⑥サロンで友達をつくることができる。その人とご近所に戻って2次会を開く人もいる。  
⑦参加者の抱えた問題などから福祉学習のテーマを見つけることもできる。サロンで雑談しながら福祉の学習もできる。  
⑧サロンで新しい福祉サービスの情報も入手できる。地域包括支援センターなどの関係者も、サロンを福祉情報提供の場に利用する。逆に福祉ニーズを発掘できる場としても使えます。  
⑨ライフプランを立案するために知恵を出し合う場にもなる。「終末」へ向けてのプランもあります。  
⑩この1ヶ月をどのように充実した生活にするかのアドバイスをする場もある。



忠和SOSネットワーク専用ダイヤル

070-3300-6507

受付時間：365日 午前 9時～午後 6時

## 見守り活動とは

- 高齢者世帯だけでなく、子育て世帯、障害者世帯、独居男性世帯などにも
- ・独居・夫婦のみ高齢者世帯の訪問販売詐欺被害からの防衛
- ・高齢独居男性の食事・栄養状態の確認
- ・認知症高齢者の外出徘徊
- ・要介護高齢者を支える家族の疲弊や虐待 等々

専門職や民生児童委員だけでは把握しきれない  
近隣住民同士による協力が不可欠

見守り体制の構築=近隣関係の再構築  
孤立させない取り組み=無縁社会との戦い



紙コップD E的あて



消費者被害を防止するには！！



思い出の童謡・唱歌を歌う

# 写真で見る 地域福祉活動の紹介

基本理念：誰もが互いに尊重し合い安心して健康に暮らすことのできる福祉コミュニティの実現

- (1)高齢者等の交流、介護予防、健康相談等
- (2)安心見守り事業
- (3)ふれあいサロン事業
- (4)啓発・養成・研修事業
- (5)地域の特性を活かした事業
- (6)敬老会の開催
- (7)地区社協広報紙の発行
- (8)赤い羽根共同募金（戸別募金、街頭募金、大口募金）
- (9)地域福祉セフティネットワークの構築と情報の共有
- (10)住民福祉懇談会でのワークショップの開催

## ふれあいサロン活動とは

専門職も協力し、各種相談、指導なども

住民主体 高齢者、障害者、児童、男性…など対象者は自由で多様。世代間交流を兼ねた混雑もOK

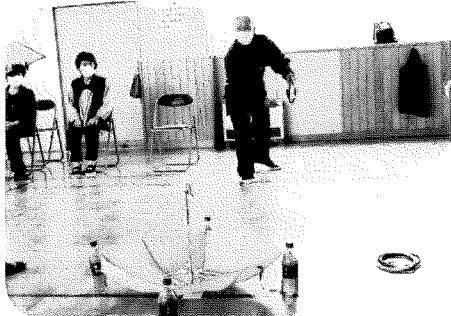
毎日でも、月1回でも、開催頻度も自由

公民館、集会所、個人宅、空き教室、空き商店、公園…などどこでもOK

お茶会、会食、おしゃべり、調理、レク、外出、ニュースポーツ、一芸発表、ミニコンサート、学習…など多種多様な活動メニュー

【効果】行き場づくりによる引きこもり防止、仲間づくりによる生き甲斐づくり、活動により身体機能維持、ひいてはコミュニティづくりにも貢献など

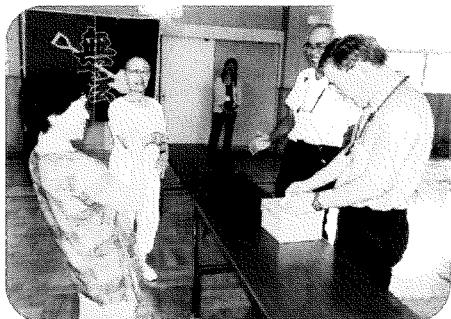
男性参加者が少ないとへの工夫、参加しない人への支援なども課題



グラグラ傘バトル的あて



きずなMartによる寸劇



ジャンケンチャンピオン大会



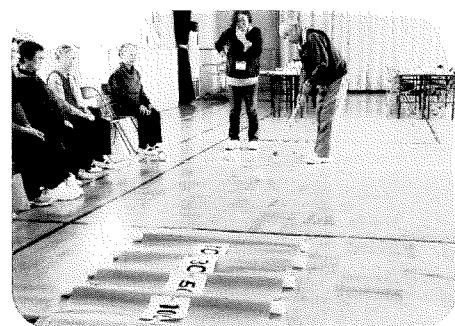
ものづくりレクリエーション



楽しいトランプ遊び



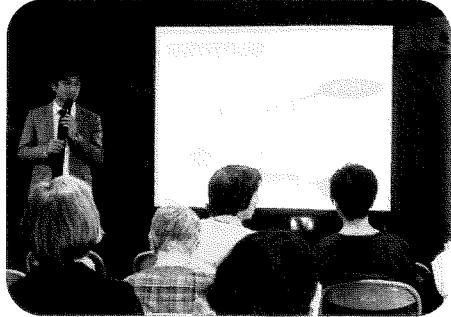
フマネットで介護予防



凹凸ゴルフ



フロアー・カーリングを楽しむ



認知症サポーター養成講座



脳が喜ぶ！心が笑う！臨床美術



健康教室（握力測定）



数あそび・手あそびゲーム



ペットボトルボウリング



介護予防教室（軽い運動）



日本タビーゲーム



大人の塗り絵教室



間違い探しパズル

## 令和4年度 赤い羽根共同募金に ご協力頂き心より感謝申し上げます。

令和4年度の赤い羽根共同募金運動は、10月から「各町内会」で戸別募金を実施して頂き、多額の募金が寄せられました。また、「大口募金」は地区社協役員が地域の企業、病院等を訪問し、多大のご協力を賜りました。心から厚くお礼申し上げます。また、10月8日（土）、ウエスタン川端店前で赤い羽根街頭募金活動を社協役員6名で行いました。小さなお子さんから高齢の方まで沢山の方々からご協力いただきました。重ねて感謝申し上げます。

お寄せ頂きました善意は、「地域福祉事業」、「民間福祉団体事業」が行う活動や福祉施設の整備などに使用されます。

（文責：忠和地区共同募金委員会会長 黒川正）

### 令和4年度 忠和地区 共同募金活動結果報告

#### 忠和地区町内会募金

20町内会	294,858円
-------	----------

#### 企業自営業大口募金

42件	142,713円
-----	----------

募金合計	437,571円
------	----------

街頭募金活動 川端ウエスタン (総合計)	86,268円
-------------------------	---------



# 忠和地区の福祉相談機関

ご存知ですか？あなたの身近に

## 神居・江丹別 地域包括支援センター があります

旭川市神居2条  
10丁目3-8  
☎ 76-5511

★神居・江丹別地域の高齢者のみなさんが、安心して生活できるよう介護・福祉健康などの面から高齢者のみなさんを支える機関です。

### いつでもお気軽にご利用下さい

★センターには、専門職として保健師、社会福祉士、精神福祉士、主任ケアマネージャーがあります。

★センターの業務は

#### ■介護予防マネジメント

介護保険の要支援1・2の方の介護予防ケアプランの作成

#### ■虐待防止・権利擁護

虐待・認知症の方の財産管理等

#### ■総合相談

介護保険、医療、保健、福祉などどんな内容でも受付

- バリアフリーなどの住宅改修助成の理由書の作成
- 配食サービスの紹介、紙あむつ助成の紹介

#### ■地域ケア支援

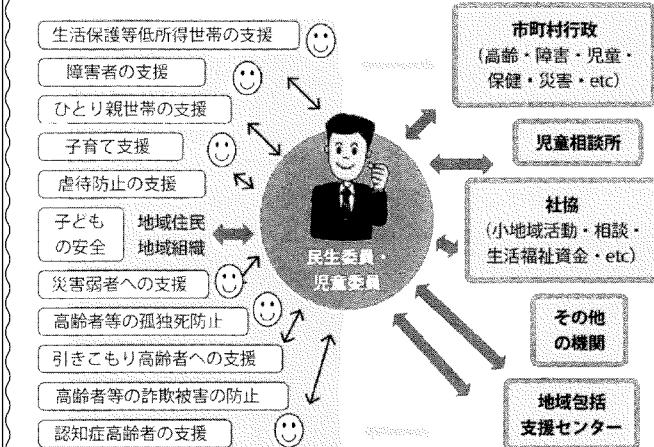
医療、保険、福祉、行政、民生委員、ボランティアなどのネットワークづくりを進める

#### ■開設時間

月・火・水・木・金～午前9時～午後6時

※土・日・祝日／年末年始（12月30日～1月4日）はお休みです

### 地域福祉推進のけん引役・扇面機能を果す民生委員・児童委員



## 忠和地区民生委員・児童委員名簿及び担当地区

任期は3年間です。（令和4年12月1日～令和7年11月30日）

氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号	担当地区
村田 一美	60-1557	忠和5条1丁目、忠和6条1丁目 忠和7条1丁目	横山 愛慈	63-6616	忠和1・2条5丁目 忠和2条5丁目～6丁目3～7
井上 俊一	62-4041	忠和4条5丁目～6丁目、忠和4条6丁目	秋元 俊史	61-9865	忠和6条5丁目、忠和6条6丁目1～3 忠和6条6丁目4～6
壺井 洋充	62-2530	忠和1条～3条4丁目	久積 正一	62-7013	忠和3条3丁目(4番7～15、17～21号、5番4・5・8・9)、 忠和4条3・4丁目
山形正一郎	62-3290	忠和6条7丁目1～3、忠和6条8丁目 忠和6条7丁目、忠和7条7丁目	森 和夫	080-3232-5241	忠和8条3丁目、忠和8条4丁目
永森 廣明	62-6448	忠和3条5丁目	佐々木 斎	62-1706	南ヶ丘1～3丁目
高橋 豊子	090-5950-7830	忠和4条7丁目1～3、忠和4条7丁目4～6 忠和5条7丁目1～3、忠和5条7丁目6 忠和5条7丁目4～5	堀 義孝	62-0331	主任児童委員
上野 晶子	090-1642-3659	忠和2条6丁目1 (市住9～11号棟) 忠和3条7丁目1 (市住3～6号棟) 忠和3条7丁目1 (市住7～8号棟)	佐藤ゆかり	090-8271-1510	主任児童委員
飛澤ますみ	56-1568	忠和6条2丁目～3丁目 忠和7条2丁目～3丁目			
井関 竹男	61-5562	忠和3条1丁目、忠和4条1丁目～2丁目 忠和5条2丁目、神居町忠和4			
込山 幹子	62-1697	忠和5条3丁目～4丁目、忠和6条4丁目			
荒木関 栄	62-6606	忠和5条5丁目～6丁目			
太田 潤子	62-3194	忠和7条5丁目～6丁目			
上田 雅昭	62-9421	忠和3条8丁目1、忠和3条8丁目(市住1～2号棟)、 忠和4条8丁目、忠和5条8丁目			
増永由美子	61-5188	忠和8条5丁目～6丁目			
大石 正博	61-4107	忠和2条6丁目2 忠和3条6丁目～7丁目3～7			



この広報紙「ふれあいと交流」は、  
赤い羽根共同募金  
の助成を受け、発行しています。

# 広報 忠和

第20号

発行  
忠和地区市民委員会  
編集  
忠和地区市民委員会・広報部

## 人々の絆を深め合い、安心、安全に暮らせる 地域共生社会の実現を目指して！！

忠和地区市民委員会会長 佐々木 和 雄

明けましておめでとうございます。皆様方には、令和5年の新春をお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より、皆様方には地域の発展と安心、安全で住み良い地域づくり、まちづくりの推進に特段のご協力を賜り心より感謝申し上げます。

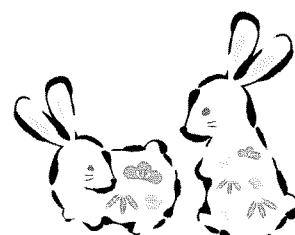
近年、少子高齢化、人口の減少社会の進展、自助・共助の低下、無縁社会の進展、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などにより、地域住民のニーズや地域課題など複雑多様化の傾向にあり、複合的な課題や制度の狭間にある課題や暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加、社会的なつながりが弱まった世帯が増えてきており、さまざまな糸が複雑に絡み合っている現状にあります。

さらに、コミュニティ活性化の課題として町内会未加入世帯の増加、役員の担い手不足、役員の高齢化、地域活動への参加者の固定化、多様な地域主体との連携、ネットワーク化、多様な地域課題への対応力不足、各種運営、マネジメント不足、情報の発信、共有力の不足であり、これらの課題に適切に対応していくためには、多方面に活躍する地域住民の結集の場をどのようにつくりあげていくかが課題になり、小さな自治の単位（向こう三軒両隣り・ご近所・小ご近所・班・町内会）のつながりを強固にし、地域内の各種住民団体間のネットワーク形成による（地域協働体）をつくりあげていくことが重要であります。その構築は、地域の町内会、市民委員会を核にして、多様な市民活動団体などがあ互いに顔の見える関係を築きながら、情報を共有し、目的意識をもってそれぞれの役割を果たす努力、補い合う努力、役割分担の再検討を行い、活動を継続的に実践しながら地域課題の解決に取り組むことが重要であります。

何をするにしても、難しい時代ではありますが、今、重要なことは親子や家族の絆も近隣の絆も急激に失われている。どうやって絆を取り戻すか。そのカギは「助け合い」である。助けてもらうには時にはプライバシーの放棄も考えなければならない。「ひきこもり社会」の風土をどうやって崩すか？加えて、住民自治組織の基本単位である各家庭、隣り近所、各班ごとの「挨拶運動」「声かけ運動」などの努力もさることながら、困ったときには隣人にSOSを発信し、自ら助け手を確保していく「助けられ上手さん」になるかが問題である。また、反面、助け合いを起こし、引きこもりの人をこじあける「世話焼きさん」の存在を認める心の豊かさが大切であると思います。

住民同士のつながりの希薄化や現実の困難な状況を見て、「地域崩壊」を言い立てることではなく「世話焼き（縁のある社会）」をつくるために、脈々と地域で積み上げてきた人々のつながりの資産を大切にし、細かくきれぎれになりつつあるつながりの糸を丁寧に紡ぎながら、一緒に生きていく力を養い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持ち、安心、安全に充実した人生を送ることができる地域共生社会の実現に向けて努力していくかなければならないと思います。

結びに、地域住民の皆様方には「誰もが笑顔で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の推進に今後一層のご協力とご支援をお願いし、あわせて皆様方のご健勝とご多幸をお祈りし挨拶いたします。



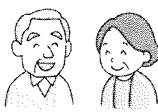
# 敬老祝金の見直しについて

これまで多年にわたり地域社会の進展に尽くされてきた高齢者の方々を敬愛し、長寿を祝福することを目的に、忠和地区市民委員会が実施団体として式典を開催し、記念品をお渡ししてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、記念式典及び祝賀会は中止とし、77歳以上の方々全員を対象とした記念品の配布のみとしてきたところでございます。

このたび、旭川市では少子高齢化が進み対象者が今後益々増加する中、各地区的役員の担い手不足、会場確保の難しさ、準備の負担や欠席者への記念品配布負担等の問題、事業実施困難地区や市負担金の増加、敬老会財源基金の減少などの課題があることから、今後の敬老会事業の在り方を検討することとし、令和4年度から対象者全員

ではなく次のように変更になりました。

(福祉部長：三上 正)

項目	現 行	見直し後
対象年齢	77歳以上全員	変更なし
市負担額の基準	敬老会対象者数×一人1,000円 	・祝金 77歳の対象者×5,000円 (民生委員が配布する) ・敬老会(祝賀行事)開催補助金 敬老会出席人数×2,000円 ・実施団体に対する補助金 敬老会の開催に要する経費 (地区開催分のみ) ・敬老会欠席者等に対する記念品の配布は補助対象外
市負担額の対象経費	敬老会の開催に要する経費 敬老会に出席できない方に対する記念品の配布や、敬老会を開催せず、記念品の配布のみを行う場合についても対象	

# 青少年育成部の活動状況

青少年育成部では、忠和地区連合子ども会（略・忠和連子）が主体的に各種事業を運営・推進しております。しかし、長引く新型コロナ渦中の影響により、子ども達の自主性を養う事を目的に大切な事業である「キャンプ研修会＆宿泊研修会」等の宿泊を伴う活動は今年もすべて中止となりました。その中にあって、7月3日には、いちご狩り（比布町）＆施設見学会（青少年科学館にてプラネタリウム視聴）を実施して、もぎたての新鮮なイチゴを腹いっぱいに食べて、楽しい一日を過ごしました。その後、10月9日にはサイクリング＆焼肉（春日青少年の家）を秋晴れの中で実施し、参加者は心地よい秋を満喫しました。

また、11月3日に忠和連子主催・手打ちうどん作りを5班に分かれて、忠和地区センターで実施しました。子ども会が主体での運営上、今年の参加者の3／2が初参加（小学校1～3年生）の為、多少の心配をしましたが、昨年も参加していた5～6年生がリーダーとして主体的に各班をまとめ上げ、自ら生地作り（攪拌→踏込み→延し棒でのばす→裁断）



までの工程を参加者全員が体験し、手打ち麺の状態までしました。また、ある班では、個別に持参した型抜き材で星型の麺も登場しました。その後、育成指導者が麺を茹で上げて、手打ちうどんが完成しました。麺の太さや形は千差万別であり、参加者全員が満面の笑顔の中で美味しく頂きました。

コロナ禍中であっても、細心の注意を払いながらも、子供達の笑顔は絶対に絶やさないという信念と気概を持って、今後も子ども会活動を継続したいと思います。

(文責：青少年育成部長 荒木 関 栄)

# 花いっぱいのまちづくりを目指して

忠和の自然環境は、地域の遺産が多く、郊外に豊かな自然環境や丘陵地帯から市中心部への素晴らしい眺望が望め、これは地域の貴重な財産である。川と緑を繋いで緑豊かなまちを創るため、毎年のことですが、まだ雪の残る3月に環境衛生部長及び女性部役員が集まり、北海道に申請する花株を何にするか、そして色は何色が良いのか、花株数どうするのかなど綿密な打ち合わせを行いこの事業はスタートする。

令和3年度の降雪は少なく、雪解けも早く終わり、雪解け後の花壇の土越こしや整備を終えた5月28日（土）午前中は女性部役員による各町内会への花株の配分、そして午後1時30分から道々旭川環状線上の植樹130個所（各町内会担当）、加えて植樹帯3個所180mを30数名の役員により

花株マリーゴールド1,429株の植え付けを終了いたしました。今後の花株育成に向けた水やり、枯れ花取り、草取りなどの作業が10月中旬まで続きます。花たちが目覚めて、つぼみから花咲く初夏を経て、妖艶な美しさを發揮する真夏の花壇で多くの市民に癒やしを与えることができました。色々な場面でご奉仕いただきました役員の皆様、大変お世話になり心より感謝申し上げます。

(地区女性部長 岡本 和子)



# 逃げ遅れゼロを目指す、 災害に強い・安心・安全のまちづくり

inちゅうわ

「天災は忘れた頃にやってくる」という名言がありますが、特に自然環境や気象条件の急速な変化から、震災発生の危険が高まっている現在、地域の防災活動を活発にし、地域力を高めて、住民同士の信頼感と連帯感を高めることは、結局は命の問題に関わる安心・安全の活動である。

忠和地域の特性として石狩川・忠別川・美瑛川の三つの河川が合流するデルタ地帯であり、非常に激しい雨が何時間も続くと河川等が急に増水したり、氾濫したり、道路が冠水したり、土砂災害が発生する可能性は十分にあります。

平成23年度に発生した東日本大震災以降、防災関係機関である旭川市消防本部、旭川開発建設部並びに旭川気象台との協働により、旭川市のモデルケースとして忠和地区が推奨され、2回にわたる「忠和地区水防災を考えるワークショップ」を開催し、市民参加手法の一つとして、私たち市民と行政の専門官が対等の立場で自由に意見を出したり、作業をしながら、テーマについて考え、相互理解と合意形成を図ることができました。

過去の取り組みとして、「忠和地区防災マップ」の作成、洪水時誘導表示板の設置、「市民防災ひろば」の開催、自主防災訓練、避難訓練、「防災ハンドマップ」の作成、防災学習会、地域防災リーダー養成講座、災害図上訓練、くらしの「防災マニュアル」の作成、避難所自主運営ゲームなどの数多くの防災コミュニティ事業を実践してきました。

本年度は、地域まちづくり推進事業の行政提案型事業としてモデル地区に推奨され、地区防災計画や災害時要援護者支援計画等の策定が予定されています。

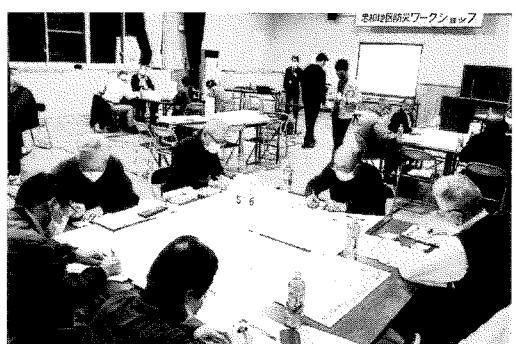
目的は、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持、活性化することにあり、過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、地域の特性に応じ平常時、発災直前、災害時、復興期の各段階で想定される防災活動を整理することにあり、この度、住民自治組織、地区社協、地区民児協、学校関係者、消防団、地区女性防火クラブ、地区商工親交会、神居・江丹別地域包括支援センター、関係行政機関、事業者等の関係者で、「忠和地区防災会議」が組織され、地区の特性を踏まえた実践的な計画を作成していくかなければならないと考えます。

最初に、10月14日（金）に忠和地区センターで「防災ワークショップ」を開催しました。災害時に逃げ遅れをなくすため、地区的災害歴や災害時に心配なこと、災害リスク、逃げ遅れゼロを目指すには？、防災計画に盛り込む事項などについて参加者50人が5～6人のグループに分かれ意見交換を行いました。

「冠水時の避難経路の確保が心配」、「大雨で河川が急に増水したり、氾濫したりする」、「土砂崩れやがけ崩れが発生する」、「家屋が浸水したり、道路が冠水したりする」、「住宅の災害時要援護者をどう速やかに安全に避難させるか」など、日頃の防災学習会や防災訓練の成果が大きく反映された貴重な意見が数多く提案されました。

今後の地区防災会議の中で取り組みのプロセス、モデル事業として取り組むべき内容をみんなで社会的使命感と情熱、知恵を出し合い、参加者全員が共通認識を持ち、計画策定の重要性や防災意識を共有していくかなければと考えます。

（文責：忠和地区防災会議 佐々木会長）



# みんなの町内会です

町内（自治）会20のうち、  
今回は2つの町内会を紹介します

## 三中央町内会 会長 小林 一博

### コミュニティを大切に

私達の町内会は昭和54年に120世帯の会員さんから発足し、年号も平成から令和へと移り変わった現在では、約330世帯と発足当時の約3倍の会員さんで構成されています。

当町内会でも令和2年に発生した新型コロナウイルスから身を守る為の感染防止対策として、春の花見会・夏祭り・秋の小旅行・新年会を含め、ほぼすべての行事を中止せざるを得ませんでした。現在ではワクチン接種も進み、重症化のリスクも少しづつではありますが和らいできている様です。

昨年の秋には大雨による冠水被害を最小限にと、町内を巡る開水路内の繁茂雑草を除去いたしました。防犯面では街路灯のLED化促進に沿って切り替えを進め、本年103灯すべてを終了する事が出来ました。

私達は地域コミュニティを大切にと考え、諸先輩から引き継がれた伝統・文化を大切にし、また会員さんの平均年齢も上がってきていますので、若い世代の方々に色々な場面で参加・協力して頂きながら町内会の発展を目指して行かなければと考えています。

## 忠和東町内会 会長 吉田 瞬壱

### 町内活動を考える

私たちの居住域であります忠和東町内会では「住民が清掃で明るく安心して生活できるように」と地域づくりに努めてありますが、会員の高齢化にともない、転居や施設入所など加入世帯の減少に悩まされてあります。街灯（防犯灯）の電灯料やゴミステーションの維持管理等、町内会の出費も世帯減少にかかわらず、絶対経費として確保していくかなければなりません。

町内会活動はボランティア活動です。仕事・子育てや健康状態などで参加できる人、できない人がいる。つまり、ボランティアは元々不平等な活動です。いまは活動が出来なくても、仕事や子育ての状況が変わり、その時に出来る範囲でやればいいと思います。負担を平等にとなれば、歪みが生じます。「誰かがやってくれればお願いしたい」ということが本音だと思います。

今まで努められた役員の方に感謝しつつ、親睦と融和を深めるために、今ここにいる人たちが出来るやり方を考えていこうと思います。

## 忠和のまちの中で発見 ～権戸監獄署出張所跡～

明治14年、月形町に設置された権戸監獄の囚人たちは、旭川の開拓に大きく関わっていた。明治19年開始した上川仮道路工事並びに同20年上川道路修築工事に、権戸監獄署出張所に多くの囚人が送り込まれ使役された。

北海道は、移住民開拓、屯田開拓、監獄開拓の三大方式によって開拓されたと言われ、開拓の下地造りに使役された囚人・月形町にある北海道行形資料館にある、連鎖、鉄丸、「赤どじょう伝説」と重なり、更生の道を歩む当時の苛酷さは想像も及ばない。

権戸監獄署出張所の動きは石碑文のとおりであり、囚人就役のこの工事が国道12号線の基礎となつたものである。

権戸監獄署出張所跡を示す標識門柱は、当初佐藤久雄宅前にあつたが旭川市開基80周年記念時点に、忠別太大番屋同様、石碑をもって建立したものである。



石碑文は、次の通り。

「明治20年5月、上川仮新道の改修に囚徒を従事させるため農作試験所建物（現神居1条1丁目忠別太駅通第1美瑛舍）に権戸監獄出張所が置かれた。ただし、獄舎看取詰所等監獄署としての施設はこの一体に置かれ、後には事務所もここに移った。囚徒は新道工事のほか屯田兵舎の建築にあたるなど、陰ながら上川開拓に大きな足跡を残した。」

（所在地／忠和3条7丁目 市営住宅3号棟前）

# 忠和地区 除雪協力員会

多様化・複雑化する市民ニーズの増大や除雪マナーの低下、さらには少子高齢化や人口の減少、ライフスタイルの変化などにより除雪の扱い手や地域の雪押し場不足など、地域における課題も多く生じている中、市民、企業体、行政が互いに連携、協力しながら抱える課題の解決にあたることが必要である。

平成13年に組織された「忠和地区除雪協力員会」は、活動実績21年目を迎えました。

## 令和3年度 忠和地区除雪協力員会活動実施成果

### 1. 実施期間

令和3年12月1日～令和4年3月31日

### 2. 実施場所

忠和地区市民委員会担当地域

### 3. 対象町内会

20町内会 除雪協力員45名

### 4. 実施回数

年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
活動回数	141	179	44	93	63	58

### 5. 活動記録

#### (1)路上駐車への指導啓発活動

年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
件数	8	12	11	17	16	1

#### (2)道路への雪出し自粛要請活動

年度	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
件数	17	39	49	28	50	26

##### ア 雪出し区分

- ・駐車場…0件
- ・住宅、アパート…26件
- ・交差点…0件
- イ 雪出し状況
- ・重機…2件
- ・家庭用除雪機…4件
- ・ママさんダンプ…20件
- ウ 雪出し量
- ・大（車道幅半分程度）…0件
- ・中（車道幅1／3程度）…2件
- ・小（車道幅に張付け程度）…24件

#### (3)除雪センター、行政との協働による地域内パトロール

例年、冬期間2～3回、7町内会合同で除雪センター、行政及び地域の協働で実施していくが、今シーズンは降雪量も少なく、

除雪の回数も増え、道路の状況もよく「道路への雪出し」や「違法駐車」もなく終わることができた。

実施日：令和4年1月24日（月）午前10時から1時間程度

（モデル路線：忠和2・3条4丁目～忠和2・3条3丁目）

#### (4)活動報告（パトロールの回数）

12月…16回、1月…12回、2月…17回、3月…13回 合計58回  
(令和2年度63回)

#### (5)活動内容

ア 令和3年度の活動内容は、「路上駐車」「道路への雪出し」についてのパトロールの実施。

イ 活動回数は、昨年度（63回）より15件減少した。

ウ 「路上駐車」については、昨年度（16件）より15件減少した。

エ 「道路への雪出し」については、昨年度（50件）より24件減少した。

#### (6)各町内会から提出された意見、要望など《紙面の関係上その一部を紹介いたします》

ア 今年は、暖冬で降雪が少なく、天気予報と異なる日もあったが大きなトラブルもなく推移し大変良かった。12月も降雪が少なく、1月早々に排雪が入り苦情が出る前の対応で本当に助けられました。2回目の排雪も降雪の状況を見極めながら適切に対応していただいた。

- ・道路幅が広かった
- ・各交差点の雪の高さが低く見通しが比較的良かった
- ・除雪を2回実施したことでの、道路のザクザクが見られなかった。

イ 歩道の幅員が狭く、除雪のできない歩道も多く、雪山になっている場所もある。児童生徒が登下校時に車道を歩いているので危険である。

（文責：忠和地区除雪協力員委員会 黒川会長）



## 私たちの市民憲章

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。

1. 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
1. 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
1. 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう。
1. 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

◆◆◆私たちの市民憲章を日常生活に生かしましょう。◆◆◆

### ◎市民の木と花と鳥と虫



### 各町内会活動に大きな安心を! 住民活動 傷害保険

住民活動傷害保険に加入しています

死亡 300万円

入院（日額）

3,000円

詳細は、町内会長さんにおたずねください。

# 町内会加入促進に向けて、 今から自分たちでできること、実施すること？

忠和地区市民委員会会長 佐々木 和 雄

- 住民の町内会離れの中心には、町内会のこれまでの活動が、住民の生活様式や生活意識の変化に適応していないのではないか。住民の生活が個人中心型になっているときに、町内会の活動がどう変わったのか、変わっていないのかが問われています。相変わらず従来からのスタイルで町内会を運営しているのではないかの反省が必要である。
- 現在、全住民に共通する関心事は一般に減少しています。伝統的に冠婚葬祭を通じて世代を越えてつながっていた地域の各世帯が、そうした行事が専門業者の手に移ることでつながる機会を失ってきました。こうして全住民が一齊に参加する行事は困難になり、多様な住民のニーズに配慮する活動が必要である。
- 活動とは、多様な価値観を持った人々が共通の課題を見い出し、お互いに力を合わせて役割を担っていく自分たちの活動である。より多くの住民に参加してもらうためには、防災や福祉など誰もが必要と認める活動にわかりやすい形で行い、その中で住民同士のコミュニケーションを図るようにしていくことが大切である。
- 住民組織活動の最小の基本単位は、各町内会の「班」レベルの近隣関係であり、「向こう三軒両隣り」、「ご近所」、「小ご近所」である。  
みんな誰でも取り組めるコミュニケーションの基本である心の通じる「挨拶運動」、「声かけ運動」をより以上に推進し、明るく、安全で住み良い地域づくりを推進していく。
- 活性化のために、どのような事業を行うことがいいのか？、住民の要望、意見の把握に努めながら、町内会の実施する諸事業に対し、積極的に参加したり、支援していく。
- 地域住民の出合う場を多くつくろう。地域活性化のための三大要素は「組織」「事業」「財源」である。
  - ①人材の確保  
やる気のある人、実践力のある人などの人材の確保が必要不可欠である。地域に根ざした活動をしている人を見い出し、活動者として積極的に関わってもらうよう働きかける。
  - ②地域住民のニーズに合った活動を進めよう。  
様々な層の住民が参加しやすい課題を選び、いろいろな参加の形でそれぞれの地域で工夫していくことが町内会活動の活性化につながっていく。
  - ③資金の確保（活動費、運営費）  
市補助金のほか、公的な募金、寄付金、魅力あるプログラム実践による参加負担金、各種活動に伴う事業収入など自己財源の確保に努める。
- 多様な分野のさまざまな人々との連携が必要  
道路の整備、雇用の確保、老後の生活、祭りやコミュニティ活動の低迷、人口減少と少子化、環境問題、ごみの問題、除雪問題など、さまざまな分野にわたって地域の課題が複雑に絡み合っています。それらを解くカギは地域の方々の熱意に加え、これまで関わってきた専門家や行政の担当者だけでなく、町内会、市民委員会、行政、関係機関、市民活動団体や様々なボランティア団体、NPO法人等の方々の知恵とノウハウを集めて問題の解決と新しいまちづくり「交流、連携、協働による楽しいまちづくり」を進めることだと考えます。



新しく町内会に来た人、初めて町内会活動等に参加した人達への対応の仕方や今後の活動へのつなげ方を慎重に考えていかなければ活性化はないのではないか？ 声かけ、挨拶、隣近所との接触、住民同士のつながりは大切である。



加入を呼びかけるためには、魅力ある活動を行うこと、その魅力を伝える広報活動がしっかりとできていることが大切である。魅力ある活動の展開のために、未加入者の多いアパート、マンション、集合住宅に団地のオーナーの了承を得て各玄関ポストに投函します。一般的に呼びかけるために役所がつくるようなのではなく会長の名前と電話番号、FAX番号を書いた「入会届」を合わせて届ける。

①案内文には、町内会の概要（歴史と加入世帯数）、活動内容、会費額と使途の概要、質問や連絡の宛先など

- ・町内会総会議案書
- ・町内会広報紙
- ・町内会住宅配置図
- ・町内会役員名簿
- ・ごみステーションの位置図
- ・街路灯の位置図

②活動を知らせるために

- ・町内会（自治会）だよりの発行
- ・広報手段として回覧板、掲示板があるが、「まちのあれこれを、いち早く会員に知らせる」には町内会（自治会）のホームページをつくることを検討する。

③一番効果的なのは、未加入会員との直接面談である。町内会の活動内容や行政のやっていること、町内会のやっていること、地域の小福祉活動、安心、安全で住み良い地域づくり、まちづくりのこと、住民相互の共助、互助の大切さなど具体的に説明していく。

## 町内会活動の活性化のために？

①町内会の現状、実態を知ることは重要。知らないと目標設定ができない。

②活動の継続性が大切。役員は1年で交代してしまうと活動は発展しない。  
(輪番制のメリット／デメリット)

③核になる人間がいないと難しい。その人を中心に活動を展開していく。

④会員が活動の内容や担い手を知らないことの弊害。「会費さえ払えばいい」という意識。

⑤活動を知ってもらうため、必要に応じて広報紙を発行。

⑥多くの地域住民、あらゆる年齢層の地域住民が参加できる共益性のある事業を工夫する必要があるのでは？

⑦若い世代（子育て現役世代）を活動に巻き込む工夫が必要では！！

⑧地域住民にとって魅力ある活動とは何か？今までのもの（過去）を捨てても、今、必要なものを！！

⑨町内会未加入者にはどう働きかけていけばよいのだろうか？

⑩町内会が消滅してしまったらどうなるのか真剣に考えいかなければならない。

⑪人材は「発掘」する！！育成している暇はないのでは！！まずは声かけ、関わることのできる機会を数多く

⑫活動は柔軟に！ねばならない……は行き詰まる。

⑬住民のニーズを重視。時々アンケートを実施する。

⑭地域に必要なことは、団体や機関と協働で（垣根を取り払う）

⑮完璧は求めない。コミュニティ活動に正解はない。

⑯市民団体、自分たちでできることは自分たちでやる。

⑰リーダーたちはアンテナ高く、鑄びないように！！

⑱高齢になっても活動できる仕組みづくりが必要。

⑲住民総参加のまちづくり、地域福祉社会を目指す。

⑳活動拠点はあった方がいい（自由に使える）？



# 神居川の暗渠化と忠和6条道路線の拡幅工事進捗状況

本路線は、旭川市都市計画マスターplanにおいて生活道路幹線道路として位置付けられており、国道12号線と旭川新道間にある道々旭川環状線以外で唯一国道と連絡する道路である。

## ●工事の主な内容

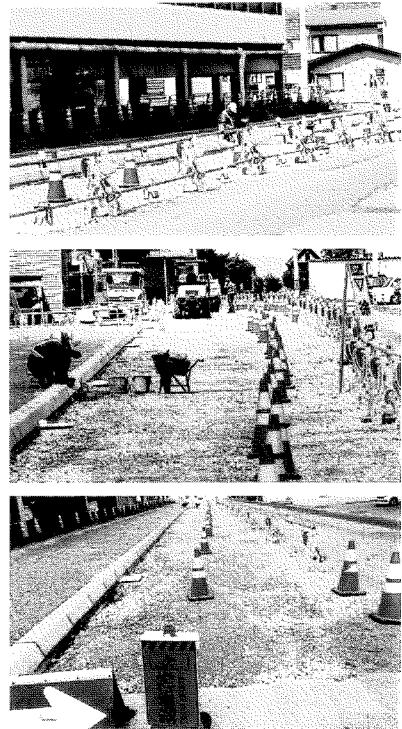
国道12号線上、忠和5条8丁目「旧田崎整形外科」から北西600m部分に高さ1.8m・幅5.8mのコンクリートトンネル化し、川の水を流すと同時に現在7.2m幅の忠和6条道路線を15.5mにする。

※整備延長約980m(道路延長1,600m、道路幅15.5m、車道幅員8.5m、歩道幅3.5m×2)

・平成27年度工事開始 神居川暗渠化工事	約 70m
・平成28年度 神居川暗渠化工事	57m
・平成29年度 神居川暗渠化工事	50m
・平成30年度 神居川暗渠化工事	約 30m
・令和元年度 神居川暗渠化工事	約 33m
忠和6条線道路改良工事	約 120m
・令和2年度 神居川暗渠化工事	約 41m
・令和3年度 神居川暗渠化工事	約 36m
・令和4年度 忠和6条線道路改良工事	188m
神居川暗渠化工事	36m

## ●工事の進捗状況(累計)

- ア 神居川暗渠化工事 約353m／600m (58.8%)  
イ 忠和6条線道路改良工事 約308m／980m (31.4%)



## 忠和地区市民委員会役員名簿 (任期4・4～5・3)

令和4年4月～令和5年3月 市民委員会町内会加入数 市民委員会加入世帯数		
職名	氏名	町内(自治)会名
会長	佐々木 和雄	くさぶえ
副会長	黒川 正	清和
副会長	井澤 勉	南
総務部長	黒川 正	清和
総務副部長	鈴木 毅	こだま
会計部長	五十嵐 薫	エンゼル
監事	村田 一美	ポプラ
監事	高木 荣	やまびこ
広報部長	吉田 瞬壱	東
交通部長	上田 雅昭	大橋
副	大野 留利子	わかば
副	野島 敏	住宅西
環境衛生部長	佐々木 建夫	くさぶえ
副	能登 雄二	ナナカマド
防災防犯部長	井澤 勉	南
副	和田 学	八条西
副	伊藤 義夫	団地1・2
福祉部長	三上 正	石狩
副	澤木 治雄	三 東
副	小林 一博	三 中央
文化部長	菊池 峰和	7・5
副	閑根 敏夫	白樺
副	五反田 亮	忠和4
青少年育成部長	荒木 関 栄	こだま
女性部長	岡本 和子	こだま
副	鈴木 世子	わかば
女性部総務	狩野 明美	ポプラ
女性部会計	長谷川 公子	南

## 令和4年度旭川市長表彰受賞者

(自治振興発展貢献者表彰者)

くさぶえ町内会 飯森 徹 やまびこ町内会 鈴木 稔朗  
くさぶえ町内会 斎藤 利行

表彰年月日：令和4年4月28日

## 旭川市市民委員会連絡協議会 60周年記念表彰受賞者

会長 佐々木和雄 監事 宇野 滋  
副会長 渡辺 辰夫 青少年育成部長 荒木関 栄  
副会長 黒川 正

表彰年月日：令和4年2月7日

## 旭川市市政施行100年記念表彰受賞者

住民自治功労 佐々木和雄 青少年健全育成功労 荒木関 栄  
表彰年月日：令和4年8月1日

## 広報紙編集委員会

編集委員長 吉田 瞬壱(東)
副編集委員長 田中 美(ポプラ)
編集委員 同 上田 一雅(大橋)
同 上田 昭正(石狩)
同 小林 一博(三中央)



# 旭川市忠和地区センターだより

旭川市忠和5条5丁目  
(0166)63-3854  
忠和地区センター

## 開設30周年を迎えて

### ～人が生き、地域が輝く、地域の源となる活動を～

忠和地区センター運営委員会 委員長 佐々木 和雄

忠和地区センターは、平成4年3月に地域住民の熱き要望と旭川市のご高配により建設され、昨年度30周年という記念すべき節目の年を迎えました。

顧みますと、平成元年頃から忠和・神居中央・台場地区市民委員会の役員の皆様をはじめ、地域住民の皆様方から地域のコミュニティ活動の中核となる施設の建設を望む声が強まり、建設期成会を発足させ、建設用地の確保、建設要望書等の提出など、その実現に向けて、地域一丸となって粘り強い運動が展開されました。こうした運動が実を結び忠和地区センターが誕生し、はや30年の歳月が経過しました。誠に感慨深いものがあります。

この30年という歴史はとりも直さず、歴代運営委員長はじめ、役員の皆様方の使命感と情熱、加えて心血を注がれての努力が地域を動かし、地域力を高める原動力となっていました。改めて、多くの方々に敬意を表し感謝申し上げます。

開設後において、市民委員会を中心となり運営委員会を組織し、施設管理運営にあたってまいりましたが、さまざまな社会環境の変化から収支運営面において厳しい時期もありましたが、平成17年度から旭川市の公の施設に指定管理者制度が導入され、現在は何の支障もなく円滑な運営がなされています。

地域における住民活動の現状として、地域には地域住民で構成する町内会、市民委員会があり、相互に連携し、連帯感を高め合い、支え合いながら、広く地域全体の見地に立って様々な課題の解決にあたっておりますが、活動する上では、人材の確保、資金の確保、活動場所の確

保、情報共有等の問題を抱えています。加えて、多様化する住民のニーズ、地域課題、地域コミュニティ意識の変化、そして新たな生きがいを求める動きもあります。

地域活性化の原点は、地域資源の有効利用である。多様な組織との協働による活動がスムーズにいくよう、情報の提供や活動拠点などの環境づくりを推進し、地域住民の出会う場を多くつくり、顔と顔とを合わせて対話ができる、活動のできる関係を築いていかなければなりません。

センターの機能は、地域づくり、それを支える人ととの関係づくり、そしてそれを実践する人材の育成にあるべきであり、センターは「施設」ではなく、そこでつくり出される人ととの「関係」が大切であると考えます。

元気なセンターがあるところには元気な人がいるし、地域が元気だと言います。経済の高度成長期を経て、物の豊かな時代へと移り変わり、人々の関心も心の豊かなへと変わってきてあります。地域活動の活性化と啓発活動に努めながら安心、安全で住み良い、そして元気な地域づくりに、まちづくりに貢献していかなければと考えます。

この度の開設30周年という一つの節目として、将来ともに大きな夢と可能性を抱く忠和が今後も運営役員各位はじめ地域住民の皆様方の連帯感をより一層深め、忠和地区センターが地域を動かし、元気にし、そして地域住民にとってみんなが集い、助け合い、支え合うコミュニティ施設としてさらに充実発展することを願いますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げご挨拶いたします。



このセンターには、大ホール、和室、調理設備、カラオケ設備、各種運動設備、娯楽設備等を完備しており、町内会の懇親会、冠婚葬祭、講演会、実技研修、軽スポーツなど、多目的にご利用ください。

〒070-8045  
旭川市忠和5条5丁目  
☎(0166)63-3854

# 出会い・ふれあい・語り合い!!の地区センターです お気軽にご利用ください

## 【令和3年度収支決算報告】

〈収入〉 〈単位：円〉

前年度繰越金	2,401,521
指定管理委託料	8,689,000
コロナ補償金	0
団体利用	1,153,620
個人(葬儀)利用	0
個人(一般)利用	94,050
冷・暖房料	335,300
設備使用料	76,200
コピー料金	276,740
その他の	356,136
収入合計	10,981,046

## 令和3年度納税内訳

市民税	76,200
道民税	83,600
法人地方税・他	213,500
合計	373,300

〈支出〉 〈単位：円〉

人件費	4,275,000
消耗品費	389,800
通信費	49,205
交通費	40,000
研修費	0
交際費	0
食糧費	115,045
光熱水費	1,270,070
備品費	293,106
法定福利費	298,538
修繕費	310,028
保守点検費	536,873
一般清掃費	515,000
定期清掃費	303,600
除排雪費	455,500
機械警備費	125,400
役務費	132,000
租税公課	373,300
雜費	118,852
支出合計	9,591,317

翌年繰越金 3,791,250

## 【旭川市忠和地区センター運営委員会役員】

〈令和3年度～5年度〉

役職	氏名	町内会
委員長	佐々木和雄	くさぶえ
副委員長	青木哲也	神居中央
副委員長	木村 豊	台場
会計	五十嵐 薫	エンゼル
監事	村田 一美	ボブ
監事	高木 栄	やまびこ
運営委員	黒川 正	清和
運営委員	井澤 勉	南
運営委員	河内 幸吉	神居中央
運営委員	三上 正	石狩
運営委員	澤木 治雄	三東
運営委員	荒木 閔栄	こだま
運営委員	岡本 和子	こだま

職員	和田 展明	白 権
職員	岩端 則彦	やまびこ

## 【旭川市忠和地区センター使用状況】

〈使用承認件数〉

使用目的	使用件数	使用率
住民活動	76	5.4%
社会教育活動	237	16.7%
体育活動	383	27.0%
青少年活動	6	0.4%
福祉活動	139	9.8%
政治活動	2	0.1%
商行為	87	6.1%
その他	489	34.4%
葬儀・法要	0	0.0%
合計	1,419	100%

## 各室利用状況

区分	午前	午後	夜間	合計
大ホール	154	226	86	472
会議室1(1階)	52	153	44	249
会議室2(2階)	48	84	29	161
会議室3(2階)	82	110	24	219
つづじ	32	42	13	87
ななかまど	49	135	20	204
しらかば	50	108	22	180
調理室	2	2	0	4
合計	469	860	238	1,576

## 旭川市忠和地区センター利用料金表

(1)一般行事利用の場合

室名	面積(m <sup>2</sup> )	テーブル	椅子	定員(人)	利用料金							備考
					午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時	延長 1H	暖房料	冷房料	
大ホール(H)	226	9	243	340	1,500	2,000	1,500	5,000	500	750	—	政治活動、後援会活動、商行為、興業等については、4倍の料金になります。
会議室1(1階)	51	18	38	42	510	680	510	1,700	170	250	—	暖房料及び冷房料は、1区分毎に適用となります。
会議室2(2階)	64	21	56	53	510	680	510	1,700	170	250	250	※開始時間を変更して利用する場合は、1時間当たり全日の利用料金の1割に相当する額を徴収します。
会議室3(2階)	39	8	15	32	210	280	210	700	70	100	100	※開始時間を変更して利用する場合は、1時間当たり全日の利用料金の1割に相当する額を徴収します。
和室1部屋(ななかまど・しづかは・つづじ)	28(8.5)			22	210	280	210	700	70	100	—	暖房料及び冷房料は、1区分毎に適用となります。
調理室(T)	26			—	210	280	210	700	70	100	—	※使用する部屋の合計額になります。
合計	490	56	352	533								

(2)葬儀使用の場合

葬儀	室名	室利用料		冷房料	備考
		午前	午後		
	大ホール	26,000	6,000	—	※午後1時から翌日の午後5時まで
	会議室1(1階)	8,840	2,000	—	
	会議室2(2階)	8,840	2,000	—	
	会議室3(2階)	3,640	800	800	
	和室1部屋(つづじ・しづかば・ななかまど)	3,640	800	—	

(3)個人使用の場合 ※上記、(1)(2)の利用がない場合利用できます。

大ホールの個人利用	小・中学生	50円	9:00~11:30、13:00~15:00、15:00~17:00	照明料	暖房料
	高校・大人	100円	の3区分で利用できます。	200円	300円

※備付設備の利用料金

設備名	区分	料金(円)
(1)マイクロフォン	セット	500
(2)ラジカセセット	セット	300
(3)ビデオ(TV)	セット	300
(4)コピー機印刷	枚	10
(5)カラオケセット	セット	300
(6)利用用ガス器具	式	400

地域住民とのふれあいと交流を深める場所として、スポーツ・文化活動・福祉活動・健康増進やボランティア活動と幅広くご利用頂いております。

昨今は特に、子供の社会教育・運動活動のご利用が多くなってきております。

施設及び設備の老朽化は否めませんが、美観と安全性を念頭に良好な状態で、ご利用頂けるよう努めてまいります。

※調理室実習室の火器及び器具を使用する場合、並びに電気使用量の大きい機器等持ち込んで使用する場合、別途料金を加算することがあります。